新型コロナウイルス感染症対応に係る自宅療養者の健康観察の外部委託に関する好事例

委託先	委託内容	自宅療養者が体調不良の際の対応
訪問看護事業所等を運営して いる民間事業者	・65歳以上の高齢者や基礎疾患がある者等都道府県が実施している自宅療養者健康観察の対象とならなかった者の健康観察、医療相談、体調不良の際の対応・健康観察については1日1回実施し、体調不良者については12時に保健所に報告、また毎日夕方には状況について保健所と情報共有	・委託会社が連携している医療機関で、24時間オンライン診療が受けられる。
医療機関(平日の日中対応) 民間会社(夜間、休日の対 心)	【医療機関】 ・住民からの相談を受けるコールセンター ・基礎疾患がない、高齢者ではない等の自宅療養者の健康 観察、健康観察で体調不良者を把握した場合の管内の医療 機関への受診案内	 ・日中は保健所職員が対応 ・夜間は都道府県のコールセンターが対応 ・夜間及び休日は自治体が委託している民間会社が運営するコールセンターの利用も可能。相談対応及び体調不良時の医師の訪問 ※ 都道府県のコールセンターを利用するか、自治体が委託している民間会社を利用するかは本人の意思による。
訪問看護ステーション	・軽症者のうち、対応に時間がかかる言語が通じにくい外国人や不安が強く訪問を希望する高齢者等に対して訪問看護による健康観察	• 保健所が対応
都道府県看護協会	・健康観察については、保健所の一室で電話にて、体温、 SpO2、体調を確認、結果については共有サーバーに記載 し、情報共有	• 保健所が対応